

コージェネレーションシステム導入に関連する主な法令と届出等手続き一覧

2022年3月現在

●届出が必要 ○条件により届出が必要

法令等	届出書類		ガ ス エンジン	ディーゼル エ ン ジ ン	ガ ス タービン	燃料電池	適 用
電 気 事 業 法	工 事 計 画 （ 変 更 ） 届 出		○ 1万kW 以上*1	○ 1万kW 以上*2	○ 1千kW 以上*2	○ 5百kW 以上*2*3	左記の出力未満であっても「公害防止に関する工事計画書」の届出対象となる設備（下段「公害関係」参照） *1：重油換算35l/h以上の設備 *2：重油換算50l/h以上の設備 *3：燃料電池発電所であって、施行規則別表第六に該当する場合は、工事計画届は不要
	保 安 規 程 （ 変 更 ） 届 出		●	●	●	●	主任技術者の選任、点検内容、単線結線図等の変更等
	使用前安全管理審査申請 使用前自己確認結果届出書*4		—	—	○ 1千kW 以上	○ 5百kW 以上	*4：燃料電池発電所であって、施行規則別表第六に該当する設備として工事計画届の対象外となった場合は、使用前自己確認の対象となり、自己確認結果届出が必要
	溶接事業者検査の実施状況 及びその結果の確認 (溶 接 事 業 者 検 査 年 報)		○	○	○	○	省令で定める圧力以上が加わる発電用のボイラー、タービン及び付帯設備 ・定められた条件を超える容器、改質器等を有する燃料電池設備 ・外径150mm以上の管 ・その他
	主任技術者 選 任 届	ボ イ ラ ー タービン 主任技術者	—	—	○ *5	○ *6	*5：出力3百kW以上、最高使用圧力1千kPa以上、最高使用温度14百℃以上等のもの *6：最高使用圧力が98kPa以上の改質器を有する燃料電池
		電 気 主 任 技 術 者	●	●	●	●	・ 5千kW以上：1～2種免状 ・ 5千kW未満：1～3種免状（それぞれ取扱う電圧の規定有）
特 定 自 家 用 電 気 工 作 物 接 続 届 出 書		○ 1千kW 以上	○ 1千kW 以上	○ 1千kW 以上	○ 1千kW 以上	・ 特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路に直接又は間接に電氣的に接続している場合 ・ 電気事業者に該当する者は、その設置する特定自家用電気工作物について特定自家用電気工作物接続届出書等の提出を要しない	
消 防 法	火を使用する設備の設置届出		●	●	●	●	発電設備、特高・高圧・変電設備、蓄電池設備 各行政が定める火災予防条例に従い「火を使用する設備等の設置」として届出
	危 険 物 貯 蔵 所 ・ 取 扱 所 設 置 許 可 申 請		○	○	○	○	指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いがある場合（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池の液体予備燃料、助燃燃料、潤滑油を含む）
	少量危険物貯蔵取扱届出 指定可燃物貯蔵取扱所設置 (変 更) 届 出 書		○	○	○	○	少量危険物：液体燃料、潤滑油類が指定数量未満で指定数量の 1/5以上の場合 指定可燃物：政令で定める火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるもの
	工事整備対象設備等着工届		○	○	○	○	工事の対象となる消防用設備等に自家発電設備等の非常電源が附置される場合
	消 防 用 設 備 等 設 置 届 出		○	○	○	○	発電設備を消防法上の非常電源として用いる場合
	常用防災兼用機の届出		○	○	○	○	常用発電設備を消防法上の非常電源として兼用する場合（常用防災兼用）

法令等	届出書類	ガスエンジン	ディーゼルエンジン	ガスタービン	燃料電池	適用
消防法	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出	○	○	○	○	予備及び補助燃料としてのLPGの貯蔵量が300kg以上の場合 アンモニアを200kg以上貯蔵する場合
	ガス供給系統評価申請	○	—	○	○	都市ガス単独供給による常用防災兼用ガス専焼発電設備を設置する場合
高圧ガス保安法	高圧ガス貯蔵所設置許可申請	○	—	○	○	LPG、CNG等の貯蔵量が 300m³以上（LPGは10kgが1m³）
	特定高圧ガス消費届出	○	—	○	○	予備燃料としてのLPG、CNG等の高圧ガスを 300m³以上（LPGは10kgが1m³）を貯蔵し、消費する場合
建築基準法	建築確認申請	○	○	○	—	発電設備を建築基準法上で認められた防災負荷のための予備電源として用いる場合 高さが6m以上の煙突を設置する場合 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、または延べ床面積が200m²を超えるものの建築
労働安全衛生法	排熱ボイラー設置届出（報告）	○	○	○	○	発電用以外で同法施行令で定義されたボイラー（小型ボイラーは設置報告）
	排熱ボイラー落成検査申請	○	○	○	○	ボイラーの設置および変更時（検査省略の場合もある）
	第一種圧力容器設置届出	○	○	○	○	同法施行令で定義された以下のいずれかの容器（簡易容器、小型圧力容器を除く。また以下は主要部抜粋している） ・容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で容器内圧力が大気圧を超える ・大気圧において沸点をこえる温度の液体をその内部に保有する容器
	第一種圧力容器落成検査申請	○	○	○	○	第一種圧力容器の設置および変更時（検査省略の場合もある）
	第二種圧力容器設置	○	○	○	○	同法施行令で定義された容器（0.2MPa以上かつ0.04m³以上）を有する容器 内部に圧縮気体を保有するもの
	化学設備設置	○	○	○	○	可燃性液体（貯蔵量/1日使用量500L以上）や可燃性気体（同50m³以上（15℃、1気圧換算））等の貯槽を設置
	特定化学設備設置	○	○	○	○	アンモニア（含有重量比1%超）を取り扱う設備の設置
系連統系	連系に関する照会および申込	○	○	○	○	系統連系するにおいて、一般電気事業者と事前に協議するために必要な資料
公害関係	振動規制に関する届出	○	○	○	○	指定地域内に7.5kW以上の圧縮機などの設置、その他地方自治体の条例によるもの
	騒音規制に関する届出	○	○	○	○	指定地域内に7.5kW以上の空気圧縮機および送風機の設置、その他地方自治体の条例によるもの
	大気汚染防止に関する届出	○	○	○	○	ガスエンジン（重油換算35ℓ/h以上）、ガスタービン・燃料電池・ディーゼルエンジン（重油換算50ℓ/h以上）、その他地方自治体の条例によるもの
	有害物質貯蔵指定施設に関する届出	○	○	○	○	アンモニアの貯蔵
	公害防止協定	○	○	○	○	地方自治体と公害防止協定を締結している事業所に設置する場合
	固定内燃機関設置届出	○	○	○	○	地方自治体の指導対象となる設備
	ばい煙発生施設設置届出	○	○	○	○	地方自治体の指導対象となる設備